

**令和8年度新潟県介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業  
運営業務委託公募型プロポーザル募集要領**

**1 業務の概要**

(1) 業務名

令和8年度新潟県介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業運営業務

(2) 目的

本業務は、介護人材の確保に向け、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの介護サービス事業所等（以下、「事業所等」という。）に活用されるよう推進する観点から、令和6年6月より処遇改善関係加算の一本化及び加算率の引上げが行われたが、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度介護報酬改定における対応を踏まえて、介護現場で働く職員の処遇改善を更に進めていく必要があることから、本事業では、事業所等に対し、専門家（社会保険労務士等）との個別相談やセミナーの開催による支援を実施することにより、介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月10日まで

**2 見積限度額**

3,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とし、本業務の実施に伴い発生する人件費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑務費、委託費、一般管理費等全ての費用を含むものとする。

**3 資格要件**

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者である

こと。

(6) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

#### 4 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

##### (1) 参加申込

別紙様式1「参加申込書」を提出すること。

申込期限：令和8年6月5日（金）17時（必着）

申込先：問合せ先に同じ

申込方法：持参、郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）又は電子メール

※電子メールの場合は、件名を「〔法人名〕介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業運営業務委託公募型プロポーザルに係る参加申込み」とすること。また、持参の場合を除き、郵送又はメール送信後に「13 担当課（問合せ先）」に記載の電話番号へ連絡すること。

##### (2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和8年6月10日（水）までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

#### 5 質問の受付及び回答

##### (1) 質問の受付

提出書類：別紙様式2「質問書」

受付期限：令和8年5月22日（金）17時（必着）

受付場所：問合せ先に同じ

受付方法：持参、郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）又は電子メール

※電子メールの場合は、件名を「〔法人名〕介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業運営業務委託公募型プロポーザルに係る質問書提出」とすること。また、持参の場合を除き、郵送又はメール送信後に「13 担当課（問合せ先）」に記載の電話番号へ連絡すること。

##### (2) 質問の回答

期 日：令和8年5月29日（金）

回答方法：県ホームページにおいて公開（個別に回答はしない）

#### 6 企画提案書等の作成要領

##### (1) 提出書類

ア. 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）

(イ)「委託仕様書」を踏まえ、以下の項目について記載すること。

- ① 実施体制
- ② 実施スケジュール

### ③ 実施方法

- (イ) 提案書は、A4版縦、横書き、左綴じとし、表紙に「令和8年度新潟県介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業運営業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。
- (ウ) 提案書は、10ページ以内とする。（表紙、目次等を除く。）
- (エ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- (オ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ. 別紙様式3「会社概要」 1部

ウ. 別紙様式4「類似業務実績一覧表」 1部

- (ア) 令和5年度から企画提案書の提出期限までに受託した事業から、類似業務の実績を記入すること。

(イ) 類似業務の実績がない場合、本一覧表の提出は不要。

エ. 見積書 1部

- (ア) 見積の総額及び内訳について作成すること。押印を省略する場合は、発行責任者及び担当者の氏名、連絡先(電話番号)を記入すること。（様式任意）

(イ) 宛名は「新潟県知事 花角 英世」とすること。

オ. 県税納税証明書（未納がないことの証明用） 1部

- (ア) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、県税納税証明書（令和8年4月1日以降に発行されたもの。写しでも可）を提出すること。納入義務のないものにあつては、提出不要。

### (2) 提出期限等

期 限：令和8年6月17日（水）17時まで（必着）

提出先：後記「13担当課（問合せ先）」に同じ

方 法：持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）に加え、電子メールでの提出も行うこと。

※電子メールの場合は、件名を「[法人名] 介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業運営業務委託公募型プロポーザルに係る企画提案書等提出」とすること。また、持参の場合を除き、郵送又はメール送信後に「13担当課（問合せ先）」に記載の電話番号へ連絡すること。

### (3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

## 7 提出書類に関するヒアリング

期 日：令和8年6月下旬（持ち時間30分程度）

実施方法：オンライン（Zoom）

※開始時間や必要となるURL等の情報は、別紙様式1「参加申込書」に記載されているメールアドレス宛に連絡する。

## 8 審査要領

### (1) 審査方法

(2) に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及び提案者の説明内容を審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

### (2) 評価基準

審査項目	審査の視点		配点
業務内容の理解	1	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	5
	2	介護職員等処遇改善加算の制度への理解・知識が十分にあるか。	10
提案内容	3	仕様書を的確に理解し、事業を効果的・効率的に実施するための提案を明確かつ具体的にされているか。	5
	4	実施方法等が具体的で、実現性があるか。	5
	5	相談を受けた介護事業所・法人等に対し、介護職員等処遇改善加算取得の支援を行うための工夫があるか。	10
		介護事業所からの相談に的確に対応できるよう、社会保険労務士などの有識者と十分な連携が図れているか。	10
6	介護職員等処遇改善加算未取得の事業所やより上位区分を目指す事業所の加算取得を促進するための工夫があるか。	10	
業務実施体制	7	介護事業所の介護職員等処遇改善加算の取得促進に資するよう、他機関との連携が図れているか。	5
	8	提案内容を確実に実施できる業務実施体制や人員が十分に整っているか。	5
	9	適切な実施スケジュールが設定されているか。	5
業務実績	10	過去に同様・類似業務に取り組んだ実績があるか。	5
見積書	11	提案内容に対して妥当な見積額か。	5

## 9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

## 10 日程

日程は以下のとおりとする。ただし、応募の状況等により日程を変更する場合がある。

募集公示	令和8年5月15日（金）
質問受付期限	令和8年5月22日（金）
質問に対する回答	令和8年5月29日（金）
参加申込書提出期限	令和8年6月5日（金）
参加資格の審査・確認結果通知	令和8年6月10日（水）
企画提案書の提出期限	令和8年6月17日（水）
審査委員会（ヒアリング）	令和8年6月下旬
審査結果の通知	令和8年6月下旬～7月上旬
契約	令和8年7月上旬

## 11 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結（契約書の作成要）する。その際、県が指定する「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出する必要がある。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。提案を行った者が1者のみであった場合でも審査を行い、業務遂行に支障がないと判断された場合、その者を受託者として決定する。

なお、委託料の支払い時期については、委託契約の締結交渉の際に協議の上、決定する。

## 12 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則第44条に該当する場合は免除することができる。

## 13 担当課（問合せ先）

〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課介護人材確保係 担当：田中、松原

電話番号：025-280-5272

e-mail：ngt040230@pref.niigata.lg.jp

## 14 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。

- (4) 提出された申込書・提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式5「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 提出された応募書類は、選定にのみ使用し、他の目的には使用しない。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、または新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）その他の法令に基づき開示する必要がある場合は、必要な範囲において開示する場合がある。
- (7) 失格事項
  - 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
  - ア. 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者。
  - イ. 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
  - ウ. 期限後に提案書を提出した者
  - エ. その他この要領に定められた事項に違反した場合